

ラオス人民民主共和国
平和 独立 民主主義 統一 繁栄

国会

第 54 号/国会

ビエンチャン首都、2024 年 6 月 28 日付

協同組合法

第 1 部

総則

第 1 条（目的）

この法律は、協同組合の設立、運営、管理、監視及び監査に関する原則、規則及び措置を定め、協同組合の生産、サービス及び事業運営を促進し、発展させてその成長及び強化を図り、もって貧困の解消を確実にし、ラオス各民族人民の生活水準を向上させ、国家の社会経済発展に寄与することを目的とする。

第 2 条（協同組合）

協同組合とは、農業、手工業、商業、サービス業又はその他の職業に従事するラオス人民が、資金、経験、技術、専門的知見、共同による課題解決、及び事業運営から生じる利益の分配に関して相互に扶助することを目的として、自主的に設立する集団的経済組織をいう。

第 3 条（用語の定義）

この法律において使用される用語の意義は、次の各号に定めるところによる。

- グループ**とは、農業、手工業、商業、サービス業又はその他の職業に従事するラオス人民による集団的組織であって、生産及びサービスに関し、構成員相互間及びその家族間において協力し、扶助し合うために自主的に設立されたものをいう。
- 出資口**とは、協同組合の規約の定めに従い、等価の単位に分割された当該協同組合の資本をいう。
- 協同組合事業運営許可証**とは、本法の定めに従い、関係部門から交付される、協同組合の事業運営の許可を証する文書をいう。
- イノベーション**とは、新たな形態による高品質な製品及び商品の研究、創造、サービス、開発を行い、これらを社会に提供するために、科学技術に関する知識、能力、生産工程及び経験を活用することをいう。

第4条（協同組合事業に関する国の政策）

国は、政策の策定、メカニズム及び条件の構築並びに便宜の供与を通じて、協同組合事業を奨励及び促進し、グリーンかつ持続可能な方向性に沿って協同組合を成長及び強化させ、所得を創出し、ラオス各民族人民の生活水準を向上させるものとする。

国は、技術的及び専門的な支援並びに便宜の供与を通じて、グループを強化し、協同組合へと発展するよう促進及び育成するものとする。

国は、個人、法人及び団体が協同組合事業の促進に寄与することを奨励及び促進するものとする。

第5条（協同組合事業に関する原則）

協同組合事業は、次に掲げる原則に従って実施するものとする。

1. 方針、政策、憲法、法律、戦略計画、国家社会経済開発計画、ラオス人民民主共和国が締約国である条約及び関連する国際協定に適合すること。
2. 全国において、集中的かつ統一的に管理すること。
3. 組合員、協同組合及び国の権利及び利益を保障すること。
4. 雇用の創出及び協同組合員の生活の質の向上を保障すること。
5. 平等、利便性、迅速、公正、透明性及び検証可能性を保障すること。
6. 社会の安寧及び秩序を保障すること。

第6条（法の適用範囲）

この法律は、ラオス人民民主共和国において協同組合事業に従事し、又はこれに関係する国内外の個人、法人及び団体に適用する。

第7条（国際協力）

国は、経験、情報、技法及びテクノロジーの交換、人的資源の開発、並びにラオス人民民主共和国が締約国である条約及び関連する国際協定の履行を通じて、協同組合事業に関する諸外国、地域及び国際社会との協力関係を促進するものとする。

第2部

協同組合の種類

第8条（協同組合の種類）

協同組合の種類は、次のとおりとする。

1. 農業林業協同組合

2. 信用貯蓄協同組合
3. 商業協同組合
4. 手工業加工協同組合
5. サービス業協同組合
6. その他の協同組合

第 9 条（農業林業協同組合）

農業林業協同組合とは、農業及び林業分野における耕作、畜産、水産、加工及びサービスに従事するラオス人民による集団的経済組織をいう。

第 10 条（信用貯蓄協同組合）

信用貯蓄協同組合とは、生産及び家計活動に充てるため、当該協同組合の組合員に対し、共同で資金を出し合って貯蓄及び貸付を行うラオス人民による集団的経済組織をいう。

第 11 条（商業協同組合）

商業協同組合とは、商品の売買及び交換を業とするラオス人民による集団的経済組織をいう。

第 12 条（手工業加工協同組合）

手工業加工協同組合とは、製造、籠細工、織物、陶磁器製造、食品加工、飲料製造又はその他の職業に従事するラオス人民による集団的経済組織をいう。

第 13 条（サービス業協同組合）

サービス業協同組合とは、運輸、観光、建設、医療又はその他の職業に従事するラオス人民による集団的経済組織をいう。

第 3 部

協同組合の設立及び運営

第 1 章

協同組合の設立

第 14 条（協同組合の設立要件）

協同組合の設立は、次に掲げる要件を備えなければならない。

1. 協同組合を設立しようとする自発的な意思があること。

2. ラオス市民である少なくとも7人の組合員を有し、かつ、各組合員が同一の世帯登録簿（サマノー・クア）に記載されていないこと。
3. 協同組合の運営を保証するための規約、事務所、資本及び資産を有すること。
4. 協同組合事業に関する研修を修了し、証明書を有する組合員を少なくとも1人有すること。
5. 関係部門の定めに従い、その他の要件を備えること。

協同組合を設立することを目的とするグループは、本条第2号及び第3号に規定する要件を備える場合には、協同組合の登録を行うため、農林部門に対し申請書を提出するものとする。

信用貯蓄協同組合の設立要件については、別途規則により定める。

第15条（協同組合格約）

協同組合の規約には、次の各号に掲げる事項を定めなければならない。

1. 協同組合の名称に「協同組合」という語を用いなければならない。
2. 協同組合の種類
3. 目的
4. 事務所の所在地
5. 出資口の額、出資口の数、金銭又はその他の財産による出資口の払込み、出資口の売却及び譲渡、並びに組合員に対する出資口の払戻しに関する事項
6. 協同組合の会計及び財務の運営に関する事項
7. 剰余金の配当及び損失の負担に関する事項
8. 組合員の資格要件、権利及び義務並びに組合員資格の喪失に関する事項
9. 協同組合の会議に関する規則
10. 理事会、監事会、支配人、部局及び職員に関する事項

第16条（協同組合設立会議）

協同組合を設立しようとする者は、協同組合の設立を準備するための協議を行う会議を開催しなければならない。当該会議の内容は、次のとおりとする。

1. 設立しようとする協同組合に関する周知を図ること。
2. 種類、名称、組合員数及び設立計画等の設立に関する事項を協議すること。
3. 事業計画及び規約を審議及び承認し、並びに当該協同組合の初代理事を選出すること。

第 17 条（設立の申請）

協同組合を設立しようとする者は、いかなる種類の協同組合の登録についても、農林部門に対し、申請書に関係書類を添えて提出するとともに、関係部門に対し、協同組合事業の運営許可を申請しなければならない。

第 18 条（協同組合設立申請書類）

協同組合の設立の申請に必要な書類は、次の各号に掲げるとおりとする。

1. 農林省が定める様式による協同組合設立申請書
2. 協同組合の規約
3. 協同組合の事業計画書
4. 各組合員の署名を付した組合員名簿、出資口数及び協同組合の出資総額に関する書類
5. 村役場が発行する協同組合の事務所所在地の証明書
6. 既にグループを設立している場合には、当該グループの設立許可証

第 19 条（協同組合登録証の審査）

農林部門は、協同組合の設立申請書類を適正かつ不備なく受領した後、申請を受理した日から 5 執務日以内に、協同組合登録証の発行について審査しなければならない。

協同組合登録証は、協同組合の設立が適法であることを証明する文書であり、当該協同組合の活動期間を通じて有効とする。

第 20 条（協同組合事業運営許可の申請）

協同組合の設立者は、農林部門から協同組合登録証を受領した後、関連する法律及び規則に従い、関係部門に対し協同組合事業運営許可を申請しなければならない。

関係部門は、協同組合事業運営許可証を発行したときは、当該許可証を発行した日から 5 執務日以内に、農林部門に通知しなければならない。

各種類の協同組合の事業運営の許可については、別途規則により定める。

第 21 条（協同組合の支部）

協同組合は、その支部を設置することができる。ただし、当該支部の設置に際しては、関係各所と調整の上、事業運営の許可を行った部門の承認を得るとともに、当該支部の所在地を管轄する農林部門に対し通知しなければならない。

協同組合の支部の設立要件及び運営については、別途規則により定める。

第 2 章

協同組合の組織

第 22 条（協同組合の組織）

協同組合の組織構成は、次のとおりとする。

1. 組合員総会
2. 協同組合理事会
3. 協同組合監事会
4. 執行委員会又は協同組合支配人
5. 協同組合の部局

第 23 条（組合員総会）

組合員総会は、協同組合の最高機関であり、次に掲げる会議により構成される。

1. 通常総会：少なくとも毎年 1 回開催される。
2. 臨時総会：重要、必要かつ緊急の事項を審議するため、協同組合理事会長の招集、又は全組合員の 4 分の 1 以上の提案により、随時開催される。

組合員総会は、全組合員の 3 分の 2 以上の出席がなければ、開催することができない。

通常総会は、次の権利及び職務を有する。

1. 協同組合同規約、事業計画及び年度活動計画を承認すること。
2. 会計及び財務に関する総括報告並びに監査結果報告を承認すること。
3. 出資口の数若しくは額の増減、又は剰余金の配当に関して審議及び決定すること。
4. 理事会及び監事会の構成員を選任し、又は解任すること。
5. 執行委員会又は協同組合支配人を任命し、又は解任すること。
6. 理事会及び監事会に対する会議手当、補助金その他の待遇に関して審議及び決定すること。
7. 執行委員会又は協同組合支配人及び職員の給与、手当その他の待遇に関して審議及び決定すること。
8. その他協同組合の重要な事項に関して決定すること。

組合員総会における事項の決定は、出席した組合員の過半数の賛成票をもって行う。ただし、規約の承認、並びに協同組合の合併、分割及び解散については、出席した組合員の 3 分の 2 を超える賛成を得なければならない。

第 24 条（協同組合理事会）

協同組合理事会は、組合員総会により選任され、又は解任されるものとし、理事長、副理事長及び数人の理事を含む 3 人以上の理事をもって構成する。

協同組合理事会の任期は 5 年とし、任期満了に際し、新たな理事会の選任を行わなければならない。理事に欠員が生じた場合には、協同組合は、当該欠員を補充するための新たな理事を選任する会議を開催しなければならない。補充された理事の任期は、理事会の残任期間とする。

協同組合理事会は、会議制により運営し、少なくとも 3 か月に 1 回開催しなければならない。

協同組合理事会は、次の権利及び職務を有する。

1. 組合員総会の決議を実施に移し、具体化すること。
2. 組合員総会に対し、事業計画及び年度活動計画を提案すること。
3. 監事会、執行委員会又は協同組合支配人の活動を促進し、並びに監視及び検査すること。
4. 協同組合支配人の提案に従い、協同組合の管理及び運営に関する規則を承認すること。
5. 理事長、副理事長及び理事を選任し、並びに各自の職責を分担すること。
6. 執行委員会又は協同組合支配人の任命又は解任を提案すること。
7. 協同組合の職員の雇用又は解雇を承認すること。
8. 組合員の合意に基づき、新規組合員の加入及び組合員の脱退について審議すること。
9. 規約に定められたその他の権利を行使し、及び職務を遂行すること。

第 25 条（協同組合監事会）

協同組合監事会は、理事会の構成員を兼ねない 3 人以上の構成員をもって構成し、組合員総会により選任され、又は解任される。監事会には、監事長、副監事長及び数人の監事を置く。

協同組合監事会は、次の権利及び職務を有する。

1. 協同組合の検査及び報告に関する規則の作成及び改定について検討すること。
2. 協同組合の事業活動、特に財務、会計、並びに資本及び資産の運用について検査すること。
3. 協同組合理事会及び組合員総会に出席すること。

4. 検査業務に供するため、協同組合の関係者に対し、必要となる文書及び各種情報の提供を要求すること。加えて、当該情報を秘密として保持すること。
5. 法律若しくは協同組合同規約に対する違反について、協同組合理事会及び組合員総会に報告し、併せて是正措置及び解決方法を提案すること。
6. 必要に応じて、協同組合の会計監査を行うため、外部会計監査人の選任を組合員総会に提案すること。
7. 協同組合理事会及び組合員総会に対し、検査結果を報告すること。
8. 法律及び関係規則に定めるその他の権利を行使し、及び職務を遂行すること。

第 26 条（執行委員会又は協同組合支配人）

協同組合は、各協同組合の要件及び特性に応じ、協同組合の日常業務を執行する組織として、執行委員会又は支配人を置くことができる。

執行委員会又は協同組合支配人は、法律、協同組合同規約及び理事会の委任に基づき、それぞれの権利及び職務の範囲内において日常業務を管理し、及び運営するものとする。

執行委員会又は協同組合支配人は、次の権利及び職務を有する。

1. 日常業務を運営し、協同組合の事業運営の結果に対して責任を負うこと。
2. 事業計画及び年度活動計画を作成し、又は修正して理事会に提案すること。
3. 協同組合の資本及び資産の運用を管理すること。
4. 組合員総会、理事会その他協同組合事業に関連する会議に出席すること。
5. 監事会、理事会又は組合員総会が関心を有する事項について、情報を提供し、又は説明を行うこと。
6. その職責の範囲内において、協同組合の職員の人事配置を行うこと。
7. 協同組合の職員の雇用又は解雇を理事会に提案し、その承認を求めること。
8. 事業運営活動を総括し、理事会に報告すること。
9. 法令及び関係規則に定めるその他の権利を行使し、及び職務を遂行すること。

第 27 条（協同組合の部局）

協同組合は、財務及び会計を担当する部局、並びにその規模及び特性に応じて必要とされるその他の部局を置くものとする。

各部局の組織及び運営並びに職責については、協同組合の規約において定める。

第 3 章

協同組合の権利及び義務

第 28 条（協同組合の権利）

協同組合は、次の権利を有する。

1. 組合員が、許可を受けた生産、商業、サービス業その他の事業を営むよう奨励すること。
2. 関係機関と調整し、並びに協同組合の計画に従い、諸課題を協議するための会議を開催すること。
3. 自発的な意思に基づき、広く組合員を受け入れること。
4. 国内外の官民の各部門から、技術的、専門的及び資金的な援助を誘致し、獲得すること。
5. 事業への投資を目的として、商業銀行又はその他の金融機関から資金を借り入れること。
6. 組合員に対し、資金を貸付し、生産用の設備、器具及び車両の提供等のサービスを行うこと。
7. 組合員、その家族及び社会に対する福利厚生に関する方針を、適正かつ公正に策定し、管理し、及び実施すること。
8. 展示会に参加し、協同組合の製品を販売すること。
9. 協同組合の資産を管理し、使用すること。
10. 法令及び関係規則に定めるその他の権利を行使すること。

第 29 条（協同組合の義務）

協同組合は、次の義務を負う。

1. 協同組合の規約を遵守し、組合員相互の団結を図ること。
2. 組合員を支援し、かつ、その正当な利益を保護すること。
3. 組合員相互間の紛争を調停すること。
4. 組合員に対し、技術的及び専門的な支援を行い、並びに生産、商業、市場及びサービスに関する情報を提供すること。
5. 協同組合の事業運営に関する課題について協議に参加し、意見を述べること。
6. 組合員の増減、資本、出資口数又は重要な事項の変更について、事業運営の許可を行った部門及び農林部門に通知すること。
7. 協同組合の債務について責任を負うこと。
8. 関係部門に対し、協同組合の活動を定期的に総括し、報告すること。
9. 法令及び関係規則に定めるその他の義務を履行すること。

第 4 部

協同組合員

第 30 条（協同組合員の資格要件）

協同組合員となるための要件は、次に掲げるとおりとする。

1. 自発的に加入し、かつ、少なくとも一の出資口を有すること。
2. 法人ではないこと。
3. 十八歳以上のラオス市民であり、かつ、精神上の障害により事理を弁別する能力を欠く者でないこと。
4. 負債の総額が資産の総額を超過していないこと。
5. 協同組合の規約に定めるその他の要件を備えること。

第 31 条（協同組合員の権利及び義務）

協同組合員は、次の権利を有する。

1. 協同組合の規約の定めに従い、当該協同組合の関係事業に参加すること。
2. その保有する出資口数の割合に応じて、剰余金の分配又はその他の利益を受けること。
3. 支援を受け、かつ、自己の正当な権利利益を保護されること。
4. 協同組合の理事会又は監事会の構成員の選挙に立候補すること。
5. 臨時総会の開催を理事会に提案すること。
6. 協同組合が問題を解決しない場合又は解決できない場合において、関係部門に対し、当該事項の審査及び解決を申し出ること。
7. 自己の保有する全ての出資口を売却、贈与又は譲渡することにより、組合員を脱退すること。
8. 法令及び協同組合の規約に定めるその他の権利を行使すること。

協同組合員は、次の義務を負う。

1. 会議に出席し、議決権を行使し、提案を行い、自己の権利利益の保護に関する事項を含む諸問題について意見を述べること。
2. 組合員相互の団結を維持し、協同組合の名誉、営業秘密及び利益を保持すること。
3. 未払込の出資口の額を限度として、協同組合の債務について責任を負うこと。
4. 協同組合の規約の定めに従い、協同組合の資産及び帳簿を検査すること。
5. 法令及び協同組合の規約に定めるその他の義務を履行すること。

第5章

協同組合の資本

第32条（協同組合の資本）

協同組合の資本とは、協同組合の事業運営に充てられる資産であって、金銭及び現物により構成されるものをいう。協同組合の資本は、次の各号に掲げるものから成る。

1. 組合員による出資
2. 協同組合の事業運営
3. 国内外の各部門からの借入れ又は援助
4. 適法な収入

第33条（組合員による出資）

協同組合員は、加入時に少なくとも一の出資口を出資しなければならない。また、組合員総会の決議に従い、追加の出資を行うことができる。ただし、一の組合員の出資口数は、当該協同組合の総出資口数の百分の二十を超えてはならない。

第34条（配当金の分配）

協同組合の当期純利益は、協同組合の規約の定めに従い準備金への積み立てを行った後、各組合員が保有する出資口数の割合に応じて、配当金として組合員に分配するものとする。

配当金の分配については、組合員総会において決定するものとする。

第35条（共同事業による利益）

共同事業による利益とは、協同組合の事業運営に対する組合員の貢献により得られる利益をいう。当該利益は、協同組合と組合員との合意に従い、分配し、又は活用することができる。

前項の利益には、組合員の生産物を協同組合の名義で販売すること、又は協同組合の製品を販売すること等によるものが含まれる。

第 36 条（準備金及び積立金）

準備金とは、協同組合の事業運営から生じる損失を補填するために設けられる資金をいい、組合員総会の決議に従い、毎年の当期純利益から少なくとも百分の五を積み立てるものとする。準備金の額が登録された出資総額の二分の一に達したときは、当該準備金への積み立てを停止することができる。

積立金とは、事業の拡張、インフラ整備、技術設備の導入及び投資、並びに組合員の脱退時における出資口の買い戻しに充てるための資本を蓄積するために設けられる資金をいい、組合員総会の決議に従い、毎年の当期純利益から少なくとも百分の十を積み立てるものとする。

第 37 条（会計）

協同組合は、会計法の定めに従い、会計帳簿を保持し、会計制度及び会計基準を適正かつ完全に遵守しなければならない。

第 38 条（監査）

協同組合は、組合員総会の決議に基づき、又は必要に応じて事業運営の許可を行った部門の要請に基づき、財務報告書類の監査を行うため、外部会計監査人を雇用することができる。

第 6 章

合併、分割及び解散

第 39 条（協同組合の合併）

一の協同組合は、他の一又は複数の協同組合と合併し、そのうちの一の協同組合として存続し、又は新設の協同組合となることができる。ただし、組合員総会の承認決議を得なければならず、かつ、債権者が存在する場合にあっては、当該債権者による異議がないことを条件とする。

吸収合併（既存の一の協同組合として存続する合併）の場合には、事業運営の許可を行った部門、農林業部門及び財務部門に対し通知しなければならない。新設合併を行う場合には、本法に定める設立の手続を履行しなければならない。

いかなる場合であっても、合併によって各協同組合が負う責任が消滅することはない。

第 40 条（協同組合の分割）

一の協同組合は、二以上の協同組合に分割することができる。ただし、組合員総会の承認決議を得なければならない。かつ、債権者が存在する場合にあっては、当該債権者による異議がないことを条件とする。

分割後も存続する既存の協同組合については、事業運営の許可を行った部門、農林部門及び財務部門に対し通知しなければならない。分割により新設される協同組合については、本法に定める設立の手續を履行しなければならない。

協同組合の分割に際しては、分割を決定した元の協同組合の資産、並びに責任又は義務を明確に定めなければならない。

第 41 条（協同組合の解散）

協同組合は、次の各号のいずれかに該当するときは、解散するものとする。

1. 組合員総会の決議に基づき、任意に解散する場合
2. 許可を受けた日から 1 年以内に事業活動が行われない場合、又は警告を受けた後においても許可された内容に従って事業を運営しない場合
3. 協同組合事業運営許可証又は協同組合登録証が取り消された場合
4. 裁判所による解散又は破産の決定があった場合
5. 協同組合の規約に定める事由により解散する場合

解散した協同組合は、法律及び関係規則の定めに従い、その資産及び負債の清算を行わなければならない。

協同組合を解散したときは、5 執務日以内に、農林部門及び関係部門に対し通知しなければならない。

第 42 条（協同組合の促進政策）

協同組合の促進政策は、次の各号に掲げるとおりとする。

1. 良好な事業環境の整備
2. 国有地の利用
3. 必要なインフラの提供
4. 資金源へのアクセス
5. 関税及び税制上の政策
6. 技術サービス及び助言の提供
7. テクノロジー及びイノベーションの活用
8. 市場へのアクセス及び市場の拡大
9. 知的財産の利用及び保護
10. 情報の提供及び情報へのアクセス
11. 事業運営に必要な基盤的条件の整備
12. その他、国が各時期において定める政策

第 43 条（有利な環境の整備）

関係部門、機関及び地方行政当局は、規則の作成及び改善を通じて、これを明確かつ厳格なものとし、阻害要因となる問題を解決する方法を定め、並びに自らの管理及びサービスを効率的、効果的かつ透明性の高いものへと向上させることにより、協同組合の設立及び運営に有利な環境を整備することに主体的に取り組まなければならない。

第 44 条（国有地の利用）

関係部門及び機関は、生産区域又は保全区域として指定された国有地の調査及び配分に関し、地方行政当局と主体的に調整し、協同組合に対し、事務所、サービス拠点又は加工施設の設置等の事業活動において、当該土地を保護し、及び利用させるものとする。これらの活動は、地方土地配分計画及び法令に適合しなければならない。ただし、土地の利用目的を変更してはならない。

農林業協同組合については、農林業生産を行うために村の共有地を利用できる旨の政策的支援を受けるものとする。

利用期間が終了したときは、当該土地を国に返還しなければならない。

第 45 条（必要なインフラの提供）

関係部門、機関及び地方行政当局は、社会経済開発計画に基づき、協同組合が事業運営及び生産において利用できるよう、条件を整備し、及び便宜を図るため、交通インフラ、灌漑、電力網、電気通信等の必要なインフラの保守、調査、建設及び提供に主体的に取り組まなければならない。

第 46 条（資金源へのアクセス）

計画投資省、財務省、ラオス人民民主共和国中央銀行、工業商務省、農林省、その他の省及び関係地方行政当局は、協同組合が資金源にアクセスできるよう、資金源の調査及び開拓に努め、又は有利な条件を整備しなければならない。

ラオス人民民主共和国中央銀行は、協同組合が資金源に広くアクセスできることを保障するため、商業銀行及びその他の金融機関に対し、信用供与、信用保証及びリースに関する仕組みの構築、信用サービス構造の改善、並びに多種多様な金融商品の開発を奨励及び促進し、並びにそのための条件を整備するものとする。

第 47 条（関税及び租税に関する政策）

国は、協同組合に対し、関税及び租税に関し次の促進政策を講ずるものとする。

1. 協同組合登録証及び協同組合事業運営許可証の発行に係る手数料及びサービス料を免除すること。ただし、協同組合事業運営許可証の更新に際しては、関係規則に従い、手数料及びサービス料を支払わなければならない。
2. 事業運営から生じる利益税の免除措置を、農業林業協同組合並びに手工業加工協同組合については 10 年間の期間、信用貯蓄協同組合、商業協同組合及びサービス業協同組合については 3 年間の期間において受けること。免除期間の終了後は、所得税法の定めに従い、利益税を納付しなければならない。
3. 協同組合員が受け取る配当金に係る所得税を免除すること。

4. 法令及び関係規則に定めるその他の関税及び租税の免除措置の適用を受けること

第 48 条（技術サービス及び助言）

事業運営の許可を行った部門は、協同組合の成長及び強化を図ることを目的として、技術サービス及び助言を提供するための部局を設置し、協同組合に対する技術サービス及び助言の提供に主体的に取り組まなければならない。

関係部門、機関及び地方行政当局は、それぞれの職責に従い、協同組合に対して技術サービス及び助言を提供するための条件及び仕組みを整備するとともに、様々な主体が協同組合に対して技術サービス及び助言を提供することを奨励及び促進しなければならない。

第 49 条（テクノロジー及びイノベーションの活用）

国は、協同組合によるテクノロジー及びイノベーションの活用を、次のとおり促進するものとする。

1. 製品の生産、商業及びサービス活動の質を高め、かつ環境に配慮したものとするための、テクノロジー及びイノベーションの研究並びに活用を奨励及び促進すること。
2. 協同組合事業を発展させるため、設計、生産、マーケティング、管理等におけるイノベーションの創出及び活用を奨励し促進すること。
3. 協同組合が活用できるよう、研究機関及び教育機関による各種イノベーションの研究開発に対し資金援助を行うこと。
4. テクノロジーを現代化し、かつ、協同組合の事業運営に適合させるため、協同組合に対し様々な形態の資金を供与すること。

第 50 条（市場へのアクセス及び拡大）

事業運営の許可を行った部門は、工業商務部門、その他の部門及び関係地方行政当局と調整し、協同組合が市場にアクセスし、かつ、市場を拡大できるよう、展示会の開催、商品の宣伝、市場調査、製品の紹介、国内外の展示会への参加、ビジネスマッチング及び市場拡大のための共同投資等を通じて、条件を整備し、便宜を供与し、並びに支援を行わなければならない。

部門、機関、地方行政当局及び様々な主体は、協同組合の製品の消費を促進するとともに、自らの組織に対する商品の供給及びサービスの提供において、協同組合が自らの機関に対して商品を提供し、及びサービスを提供する供給者となるための条件を整備し、機会を付与しなければならない。

第 51 条（知的財産の利用及び保護）

事業運営の許可を行った部門は、工業商務部門及びその他の関係部門と調整し、協同組合による発明、考案及び知識経済の発展の構築を促進し、並びにそのための便宜を供与するとともに、協同組合による知的財産権の登録、管理及び保護を促進し、加えて便宜を供与しなければならない。

第 52 条（情報の提供及びアクセス）

事業運営の許可を行った部門は、関係部門、機関及び地方行政当局と主体的に調整し、協同組合及び社会が容易かつ適時にアクセスできるよう、協同組合に関する情報システムを構築及び開発し、農林省の情報システムと連結させなければならない。

関係部門、機関及び地方行政当局は、それぞれの職能に従い、生産、商業及びサービス業に関連する情報並びにその他の情報を、電子形式、マニュアル、雑誌、パンフレット又はその他の広報媒体を通じて、協同組合に提供しなければならない。

農林省は、教育スポーツ省と主体的に調整し、協同組合に関する科目又は内容を教育課程に組み込むものとする。

第 53 条（事業運営の基盤的条件の整備）

国は、協同組合に対し、事業運営の基盤的条件の整備を次のとおり促進するものとする。

1. 電気料金や水道料金等の生産コストを削減するため、関係部門に対し、協同組合の生産、商業及びサービスに係る基盤的条件の整備に関する政策及び法規の策定を奨励すること。
2. 災害又は疫病の発生時において、農業林業協同組合に対し、肥料、種苗、種畜、農薬、動物用医薬品等の生産資材を提供すること。
3. 生産、商業及びサービスに係る基盤的条件の促進に関する政策、法令及び規則の実施について、効率性及び実効性を確保するため、関係部門に対する評価、モニタリング及び検査を行うこと。

第 V 部

協同組合連合会

第 54 条（協同組合連合会）

協同組合連合会とは、協同組合が結集した社会組織であり、事業運営における相互扶助、専門的能力の強化並びに自律、自己責任及び組織運営における平等の原則に基づく構成員の正当な権利及び利益の保護を目的として、非営利で設立されるものをいう。

協同組合連合会は、協同組合連合会構成員の会費、政府からの補助金、国内外の個人、法人若しくは団体から支援を受けた金銭若しくは財産、並びにその他適法な収入をその財源とする。

協同組合連合会の設立、組織及び運営については、協会に関する規則の定めに従い実施するものとする。

第 55 条（協同組合連合会の権利及び職務）

協同組合連合会は、次に掲げる権利及び職務を有する。

1. 協同組合に関する法令の策定及び改定について調査研究し、意見を述べること。
2. 構成員に対し、協同組合に関する法令を広く周知させ、効果的な実施に向けて統一的な理解を図ること。
3. 自らの組織を成長及び強化するために構築及び改善し、その活動において現代的な科学、技法及びテクノロジーを活用すること。
4. 協同組合に対し、自らへの加入を促し、構成員の事業運営が成長及び強化されるよう支援及び促進するとともに、法令に基づき構成員の正当な権利及び利益を管理し、保護すること。
5. 構成員の代表として、連絡、協力、会議への出席、及び事業運営の許可を行った部門に対する意見の提示を行うこと。
6. 構成員の活動を監視し、助言を行い、構成員間の紛争を解決すること。
7. 構成員に対し、協同組合事業に関する情報を提供すること。
8. 法令に基づき、国内外の個人、法人及び団体から、支援、援助及び資金の寄付を募り、並びにこれらを受領すること。
9. 協同組合事業に関し、関係する国家機関と協力し、調整すること。
10. 委任に従い、自らの活動に関し、外国、地域及び国際社会と連絡し、協力すること。

11. 事業運営の許可を行った部門及び農林省に対し、自らの活動を定期的に総括し、報告すること。

12. 法律に定めるその他の権利を行使し、職務を遂行すること。

第 VI 部

協同組合促進委員会

第 56 条（協同組合促進委員会）

協同組合促進委員会は、農林大臣の申出に基づき首相が任命する非常設の組織であり、協同組合促進業務の実施に関する調査研究、指導、督励及び監視を行う任務を有する。農林省農業普及・協同組合局をその事務局とする。

協同組合促進委員会は、次に掲げる者をもって構成する。

1. 農林大臣：委員長
2. 農林副大臣：副委員長（常務担当）
3. 工業商務副大臣：副委員長
4. 財務副大臣：委員
5. ラオス人民民主共和国中央銀行副総裁：委員
6. 計画投資副大臣：委員
7. エネルギー鉱業副大臣：委員
8. 情報文化観光副大臣：委員
9. 公共事業運輸副大臣：委員
10. 保健副大臣：委員
11. ラオス国家商工会議所代表：委員
12. 協同組合連合会会長：委員
13. 農業普及・協同組合局長：委員（事務局長を兼ねる）

要件を満たし、人員の準備が整った県においては、県農林局の申出に基づき、県行政当局の決定により、協同組合促進委員会を設置することができる。

事務局の組織及び運営については、別途規則により定める。

第 57 条（協同組合促進委員会の権利及び職務）

協同組合促進委員会は、次に掲げる権利及び職務を有する。

1. 国家の経済社会状況に適応し、かつ、整合するように、協同組合の促進に関する方針及び政策について調査研究し、意見を述べること。
2. 協同組合促進業務に関する政策、開発計画及び法的文書を広報し、周知すること。
3. 各省、機関及び地方行政当局に対し、協同組合促進業務に関する政府の政策、計画及び決議を、自らの部門の開発計画に組み込まれた具体的な計画、事業計画及びプロジェクトへと具体化するよう督励すること。
4. 各省、機関及び地方行政当局による協同組合促進業務の活動状況を監視し、検査すること。
5. 自らの協同組合促進業務の活動を総括し、政府に対し定期的に報告すること。
6. 法律に定めるその他の権利を行使し、職務を遂行すること。

第 VII 部

協同組合促進基金

第 58 条（協同組合促進基金）

協同組合促進基金とは、国内外の様々な財源から資金を蓄積し、動員することにより、協同組合の促進及び発展に広範、継続的、効率的かつ効果的に充当するための十分な資金が確保されるよう設立された国の基金をいい、農林省の管理、監視及び検査の下に置くものとする。

協同組合促進基金の略称は、「**ກຸສົນ**」とする。

第 59 条（協同組合促進基金の資金）

協同組合促進基金の資金は、次の各号に掲げるものから成る。

1. 国による出資金
2. 国内外からの無償援助及び借入金
3. 協同組合による拠出金
4. 個人、法人又は団体による自発的な拠出
5. 基金のサービスに係る収入
6. その他適法な収入

第 60 条（協同組合促進基金の管理及び使用）

協同組合促進基金の管理及び使用は、協同組合事業に関連したものでなければならず、国家予算法及びその他の関連法令に適合し、かつ、透明性及び検証可能性を確保しなければならない。

協同組合促進基金の管理及び使用については、別途規則で定める。

第 VIII 部

禁止事項

第 61 条（一般的な禁止事項）

個人、法人及び団体は、次に掲げる行為をしてはならない。

1. 協同組合事業において、障害を生じさせ、妨害し、信用を損ない、又は協力を拒むこと。
2. 協同組合の名称を濫用し、冒称し、又は不適切な活動に利用すること。
3. 協同組合の利益を図る目的で、自己、他の法人若しくは団体の情報を偽造若しくは歪曲することにより、他の個人、法人若しくは団体に損害を与えること。
4. 賄賂その他の利益の供与又は受領を仲介すること。
5. 協同組合の内部運営に干渉すること。
6. 許可を得ることなく、協同組合を設立し、運営すること。
7. その他法律に違反する行為を行うこと。

第 62 条（協同組合に対する禁止事項）

協同組合は、次に掲げる行為をしてはならない。

1. 許可された内容と異なる事業を運営すること。
2. 職員その他の関係官吏に対し、不正確又は不明確な情報を提供すること。
3. 協同組合の利益を図る目的で、自己、他の法人若しくは団体の情報を偽造若しくは歪曲することにより、他の個人、法人若しくは団体に損害を与えること。
4. 職員・公務員その他の関係担当者に対し、賄賂その他の利益を供与すること。
5. その他法律に違反する行為を行うこと。

第 63 条（協同組合連合会に対する禁止事項）

協同組合連合会は、次に掲げる行為をしてはならない。

1. 営利を目的として事業を運営すること。
2. 協同組合内部及びその組合員の団結を損なうこと。
3. 国家の安定、社会の平穏及び秩序、個人の権利若しくは自由、又は国の良き伝統及び慣習に悪影響を及ぼす活動を行うこと。
4. その他法律に違反する行為を行うこと。

第 64 条（職員・公務員その他の関係担当者に対する禁止事項）

職員・公務員その他の関係担当者は、次に掲げる行為をしてはならない。

1. 協同組合及び協同組合連合会の秘密を漏らすこと。
2. 協同組合又は協同組合連合会に対し、賄賂その他の利益を要求し、要請し、又は受領すること。
3. 法令又は関係規則に違反して、協同組合登録証若しくは協同組合事業運営許可証を発行し、又はそれらの発行を拒否すること。
4. 協同組合及び協同組合連合会の設立若しくは運営を遅延させ、妨害し、又は困難に陥れること。
5. その他法律に違反する行為を行うこと。

第 IX 部

協同組合事業の管理及び検査

第 1 章

協同組合事業の管理

第 65 条（協同組合事業の管理組織）

政府は、全国において、協同組合事業を集中的かつ統一的に管理するものとし、農林部門及び協同組合の事業運営の許可を行った部門に直接の責任を負わせるとともに、関係する部門、機関及び地方行政当局と主体的に調整を行わせるものとする。

第 66 条（農林部門の権利及び職務）

協同組合事業の管理において、農林部門は、その職責の範囲内において、次に掲げる権利及び職務を有する。

1. 協同組合事業に関する政策、法律、戦略計画及び規則を調査研究し、並びに作成して、審議に付すこと。
2. 協同組合事業に関する政策、法律、戦略計画及び規則を、計画、事業計画及びプロジェクトへと具体化し、実施すること。
3. 協同組合事業に関する政策、法律、戦略計画、規則、計画、事業計画及びプロジェクトを広報し、周知すること。
4. 農業林業協同組合を運営する協同組合登録証及び事業運営許可証を発行し、一時停止し、又は取り消すこと。
5. 関係する部門、機関及び地方行政当局と調整し、協同組合事業の実施を指導、監視及び評価すること。
6. 農業林業協同組合に対し、有利な環境を整備し、事業運営のための基礎的条件を整備すること。
7. 技術サービス及び助言を提供し、情報の提供及び情報へのアクセスを確保すること。

8. 協同組合の事業運営におけるテクノロジー及びイノベーションの研究並びに活用を促進し、協同組合が市場にアクセスし、市場を拡大するための条件を整備し、便宜を供与すること。
9. グループが成長及び強化し、協同組合へと発展するための促進を行い、そのための条件を整備すること。
10. 協同組合事業に関する人材を養成し、研修し、及び向上させること。
11. 協同組合に関する情報システムを構築し、管理し、及び運用すること。
12. 協同組合事業に関する個人、法人又は団体の申出を受理し、審査し、及び解決すること。
13. 協同組合事業の実施に関し、関係する部門、機関及び地方行政当局と調整すること。
14. 協同組合事業に関し、諸外国、地域及び国際社会と連絡し、協力すること。
15. 協同組合事業の実施状況を総括し、上級機関に対し定期的に報告すること。
16. 法律に定めるその他の権利を行使し、職務を遂行すること。

第 67 条（協同組合の事業運営の許可を行った部門の権利及び職務）

協同組合事業の管理において、協同組合の事業運営の許可を行った部門は、その職責の範囲内において、次に掲げる権利及び職務を有する。

1. 協同組合事業に関する政策、法律、戦略計画及び規則を調査研究、作成して、審議に付すこと。
2. 協同組合事業に関する政策、法律、戦略計画及び規則を、計画、事業計画及びプロジェクトへと具体化し、実施すること。
3. 協同組合事業に関する政策、法律、戦略計画、規則、計画、事業計画及びプロジェクトを広報し、周知すること。
4. 協同組合事業運営許可証を発行し、一時停止し、又は取り消すこと。
5. 農林部門、その他の部門、機関及び地方行政当局と調整し、協同組合事業の実施を指導、監視及び評価すること。
6. 協同組合に対し、有利な環境を整備し、事業運営のための基礎的条件を整備すること。
7. 技術サービス及び助言を提供し、情報の提供及び情報へのアクセスを確保すること。

8. 協同組合の事業運営におけるテクノロジー及びイノベーションの研究並びに活用を促進し、協同組合が市場にアクセスし、市場を拡大するための条件を整備し、並びに便宜を供与すること。
9. 協同組合事業に関する人材を養成し、研修し、及び向上させること。
10. 協同組合に関する情報システムを構築し、管理し、及び運用すること。
11. 協同組合事業に関する個人、法人又は団体の申出を受理し、審査し、及び解決すること。
12. 協同組合事業の実施に関し、関係する部門、機関及び地方行政当局と調整すること。
13. 協同組合事業に関し、諸外国、地域及び国際社会と連絡し、協力すること。
14. 協同組合事業の実施状況を総括し、自らの上級機関及び農林部門に対し定期的に報告すること。
15. 法律に定めるその他の権利を行使し、職務を遂行すること。

第 68 条（関係部門、機関、地方行政当局及びその他の関係箇所の権利及び職務）

関係部門、機関、地方行政当局及びその他の関係部署は、協同組合事業の管理に関し、自らの役割及び職責に従い、農林部門並びに協同組合の事業運営の許可を行った部門と調整し、協力する権利及び職務を有する。

第 2 章

協同組合事業の検査

第 69 条（検査機関）

協同組合事業の検査機関は、次に掲げるものをもって構成する。

1. 内部検査機関。これは、本法第 65 条に定める協同組合事業の管理組織と同一の機関とする。
2. 外部検査機関。これは、国会、県人民議会、各級国家検査機関、国家会計監査機関、ラオス国家建設戦線、ラオス退役軍人連盟、大衆組織、社会組織及び市民とする。

第70条（検査の内容）

協同組合事業の検査の内容は、次に掲げるとおりとする。

1. 協同組合事業に関する政策、法律、戦略計画及び規則の実施状況
2. 協同組合事業を担当する職員、公務員その他の関係担当官の職務の執行状況
3. 協同組合の理事会、監事会、執行委員会若しくは支配人、各部署及び職員の職務の執行状況
4. 協同組合事業に関する計画の策定及び実施状況
5. その他必要と認められる事項

第71条（検査の形式）

協同組合事業の検査は、次の3つの形式により行う。

1. 定期検査：計画に基づき、定期的かつ定められた期間において実施される検査をいう。
2. 事前通告による検査：必要と認められる場合に計画外で実施される検査であって、あらかじめ検査対象に通知して行うものをいう。
3. 抜き打ち検査：あらかじめ検査対象に通知することなく、緊急に実施される検査をいう。

協同組合事業の検査の実施に当たっては、法令を厳格に遵守しなければならない。

第X部

設立記念日、標識、標章及び公印

第72条（協同組合設立記念日）

協同組合設立記念日は、1978年5月11日とする。協同組合、関係部門及び地方行政当局は、各々の実情及び能力に応じた条件に基づき、諸活動の実施を通じて当該記念日の記念行事を行うものとする。

第73条（協同組合の標識、標章及び公印）

協同組合は、その事業活動に使用するため、農林省の承認を受けた固有の象徴としての標識及び標章を有する。協同組合は、規則の定めに従い、公的な業務において使用するため、独自の公印を有する。

第 XI 部

功労者に対する優遇措置及び違反者に対する措置

第 74 条（功労者に対する優遇措置）

本法の実施、特に協同組合事業の管理、監視及び検査において顕著な功績のあった個人、法人又は団体は、規則に基づき、表彰を受け、又はその他の優遇措置を享受するものとする。

第 75 条（違反者に対する措置）

本法に違反した個人、法人又は団体は、その違反の程度に応じ、教育、戒告、規律処分、罰金、自らが生じさせた民事上の損害賠償、又は法律に基づく刑事罰の対象となる。

第 XII 部

最終規定

第 76 条（実施）

ラオス人民民主共和国政府は、本法を実施するものとする。

第 77 条（効力）

本法は、ラオス人民民主共和国大統領が公布に関する大統領令を發布し、かつ、官報に掲載された後、2024 年 9 月 1 日から効力を生ずるものとする。

本法の施行前に設立された協同組合は、農林部門に対し、協同組合登録の届出を行わなければならない。

本法に定める協同組合促進政策の適用を受けることを希望する場合は、協同組合の事業運営の許可を行った部門及び関係部門に対して申請を行うものとし、当該部門はこれを審査の上、120 日以内に申請者に通知するものとする。

国会議長

（署名・公印）

サイソムポン ポンヴィハン（博士）